平成２８年（フ）第７２号
栃木県足利市田中町７－８　足利スカイタワー16　906、住民票上の住所千葉県東金市西福俵100番地17
債務者　国　　和雄
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　実
4　破産債権の届出期間　平成29年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年３月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第８３号
栃木県佐野市大橋町3225番地15　腰高アパートＡ棟、前住所栃木県佐野市堀米町1693番地
債務者　向里二三夫
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　康太郎
4　破産債権の届出期間　平成29年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年３月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第２５８７号
横浜市戸塚区名瀬町294番地９、旧住所横浜市西区平沼２丁目９番20―601号
債務者　砂子坂宗則
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　　崇
4　破産債権の届出期間　平成29年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年３月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２２号
北九州市門司区東新町１丁目７番１―101号
債務者　稲益　　實
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月９日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２８７号
北海道北斗市七重浜２丁目36番16号　ユピテル弐番館　205号（住民票上の住所）
債務者　野谷茉莉子（旧姓瀬戸）
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３０４号
函館市鍛治２丁目33番４号
債務者　寺田　裕二
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３０５号
函館市鍛治２丁目33番４号
債務者　寺田　麗翔
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３０７号
函館市人見町16番16号
債務者　佐々木八重子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１５９８号
名古屋市千種区宮の腰町２番１―109号（市営宮ノ腰荘）
債務者　松尾　政子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６８４号
名古屋市南区上浜町75番地の３
債務者　瀧塚久美子（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８８号
岡山県倉敷市阿知１丁目３番６―302号　グランツ倉敷
債務者　佐々木健次
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第６５５号
埼玉県越谷市東大沢４丁目31番地７　第２リバーサイド101号
債務者　今田　久子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６６４号
埼玉県草加市松原１丁目２番８―512号
債務者　岩倉　和幸（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６８７号
埼玉県八潮市八潮６丁目18番地10　グリチネ八潮101
債務者　武藤　秀之
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４５０号
相模原市南区東大沼３丁目１番５号　ヴィラさがみ101
債務者　岩永　夏美
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４５２号
相模原市南区当麻807番地１　原当麻Ｍハイツ206号室
債務者　佐藤　満治
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部